

議 題

- | | | |
|------------------------|-------|-------|
| (1) 平成 23 年度事業報告 | ----- | 3-1 |
| (2) 平成 23 年度会計報告・監査報告 | ----- | 3-2 |
| (3) 平成 24 年度事業計画案及び予算案 | ----- | 3-4 |
| (4) 協議会規約改正案 | ----- | 3-6 |
| (5) 平成 24 年度役員選出案 | ----- | 3-1 1 |
| (6) 平成 25 年度要望事項等 | ----- | 3-1 2 |

平成 23 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

1 幹事会議の開催

第 1 回 平成 23 年 6 月 3 日（金）於 TKP 東京駅前日本橋ビジネスセンター

- 〈内容〉
- ①ホームページ改善に係る事例・トピック募集状況について
 - ②第 21 回全国会議議題について

第 2 回 平成 24 年 1 月 27 日（金）於 国土交通省 住宅局 会議室

- 〈内容〉
- ①平成 23 年度補正予算及び 24 年度当初予算概要の説明、「市街地の復興に関する取組について」の説明
 - ②平成 23 年度協議会活動について

2 第 21 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 23 年 6 月 23 日（木）、24 日（金） 於 兵庫県神戸市

- 〈内容〉
- ①平成 23 年度予算内容、事業計画等の説明
 - ②協議会規約改正
 - ③住市総等事業地区事例研究等

3 住宅市街地整備研修会

（東京会場のみ開催）

平成 23 年 7 月 12 日（火）、13 日（水） 於 日本教育会館

4 ブロック活動

- ・九州ブロック担当者会議 平成 23 年 10 月 21 日（金）
- ・中国・四国ブロック会議 平成 23 年 10 月 28 日（金）
- ・東海・北陸ブロック会議 平成 24 年 1 月 31 日（火）

以 上

住宅市街地整備推進協議会
平成 23 年度会計報告書・監査報告書

	項目	金額	摘要
収入の部	前年度繰越金	6,496,261円	平成 23 年 4 月末日時点。
	年会費	2,172,000円	
	預金利息	880円	
	雑入	5,500円	平成 23 年度の書籍代受入
	前年度予備費取崩	42,000円	平成 22 年度未納入の年会費・書籍代受入
	収入計	8,716,641円	
支出の部	会議費	169,050円	会場使用料、幹事会議等飲物費等
	全国会議費※1	1,249,800円	開催費（会場費、資料印刷費等）※1
	研修会負担金	666,000円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
	通信費	17,180円	郵送費用、振込手数料
	事務費	984,722円	HPの維持管理費、事務局補助業務
	雑費	10,500円	平成 23 年度の書籍代
	支出計	3,097,252円	
	次年度繰越金	5,619,389円	

※1：別紙4「第21回住宅市街地整備推進協議会全国会議収支報告」参照

・ 次年度繰越金の内訳

預金 5,619,389円

みずほ銀行 九段支店 普通預金 No. 2092447 住宅市街地整備推進協議会 5,619,389円

平成 24 年 4 月 27 日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構 団地再生部 居住再生チームリーダー 太田



平成 24 年 4 月 27 日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監査 栃木県 県土整備部 建築課長 加藤 悦雄



監査 福井県 土木部 建築住宅課長 井上 邦夫



第21回住宅市街地整備推進協議会 全国会議 収支報告（神戸市報告）

	項 目	料金(円)	適 用
収入の部	参加費	202,000	@2,000円×101人分
	協議会負担金	1,249,800	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
	利息	0	
	収入計	1,451,800	
支出の部	会議費	1,197,300	会場使用料、テキスト印刷代等
	現地研修会費	254,500	大型バス貸切料金、施設入場料等
	支出計	1,451,800	

平成 24 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内 容	時 期 等
ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度幹事の選出 平成 25 年度政府予算に対する各ブロックの要望について集約 	～4月
幹 事 会 議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度事業報告・決算報告 平成 24 年度事業計画案・予算案 平成 25 年度要望事項等 意見交換 	【第 1 回幹事会】 4 月 23 日 於：国土交通省住宅局 会議室
	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度政府予算に係る説明 平成 24 年度活動状況報告 意見交換 	【第 2 回幹事会】 1 月下旬予定
全 国 会 議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度事業報告・決算報告 平成 24 年度事業計画案・予算案 平成 24 年度役員選出 平成 25 年度要望事項等 研究会・その他 	5 月 31 日～6 月 1 日 於：愛知県犬山市
住宅市街地整備研修	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省市街地住宅整備室より（予定） 事業実施事例報告（予定） 	7 月 26 日～27 日 於：東京都千代田区 「日本教育会館」
ブロック活動	<ul style="list-style-type: none"> ブロック部会活動 	
ホームページ運営	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの更新 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 名簿作成 	

平成 24 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経費項目		予算額	備考
収入	繰越金		5,619,389 円	
	会費		2,152,000 円	
	(内 訳)	地方公共団体等	1,992,000 円	【内訳】 ・20,000×98 団体 ・8,000×4 団体 ・規約第 15 条第 4 項による会費免除団体 20 団体※ ・規約第 15 条第 5 項による会費免除団体 6 団体
		住宅金融支援機構	80,000 円	
		都市再生機構	80,000 円	
	計		7,771,389 円	
支出	会議費		1,200,000 円	【内訳】 ・北海道東北 200,000 円 ・関東甲信 200,000 円 ・東海北陸 200,000 円 ・近畿 200,000 円 ・中国四国 200,000 円 ・九州 200,000 円
	全国会議開催費		2,000,000 円	
	研修会負担金		1,000,000 円	住宅市街地整備研修会
	印刷・通信費		100,000 円	
	庶務業務委託費		1,250,000 円	・庶務作業委託 ・ホームページ維持管理 ・ホームページリニュアル
	予備費		2,221,389 円	
	計		7,771,389 円	

※ 規約第 15 条第 4 項に基づき、東北地方太平洋沖地震における被災地に対する会費免除を実施する。
対象：北海道・東北ブロック全域及び平成 23 年 5 月 2 日付「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の特定被災地方公共団体を含む県内の会員
(北海道、札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、水戸市、神栖市、栃木県、足利市、千葉県、千葉市、浦安市、長野県、新潟県、新潟県住宅供給公社の 20 団体)

【参考】 住宅市街地の整備に係る公益法人等については、以下の①、②いずれかに該当する場合は会費を無料とする。また、市町村については、③かつ④に該当する場合は年会費を金 8,000 円とする。

- ① 母体の地方公共団体が会員である。
- ② すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。
- ③ 街なみ事業部会の構成員であって他の部会の構成員ではない協議会会員。
- ④ 人口が 5 万人未満である。

住宅市街地整備推進協議会規約の改正案について

- ・まちづくり交付金等が社会資本整備総合交付金等への統合により、修正を行う。

改正前	改正後
<p>(目的) 第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係るまちづくり交付金及び地域住宅交付金による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係る<u>社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金等</u>による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。</p>

住宅市街地整備推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係る社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金等による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
- 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
- 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
- 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
- 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
- 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

（構成）

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（組織）

第5条 協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

（ブロック）

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

（協議会代表）

第6条 協議会代表は、協議会を総括する。

- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会代表の任期は3年とする。

(協議会副代表)

第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。

- 2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会副代表の任期は1年とする。

(幹事及び事務局)

第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。

- 2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
- 3 幹事の任期は1年とする。
- 4 事務局は都市機構本社とし、社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。なお、事務局の業務は、別に定める実施細則による。

(監査)

第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。

- 2 監査の任期は1年とする。

(運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

(全国会議)

第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。

- 2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(幹事会議)

第11条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。

- 2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
- 3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

(ブロック会議)

第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。

- 2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
- 3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。
- 4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

(部会)

第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

(関係省庁の協力)

第14条 協議会は、第3条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求めるものとする。

(運営費)

第15条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金80,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する甚大な災害に被災した会員については年会費を免除することができる。

5 前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。

一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。

二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正等)

第17条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年12月12日から施行する。

(経過措置)

第1条 第6条第3項に定める任期については、平成8年度に限り1年とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月24日から施行する。ただし、第4条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）」とし、第7条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年5月31日から施行する。

平成24年度役員選出（案）

(ブロック会議による選出)

① 幹事 *：ブロック代表

北海道・東北ブロック	北海道*	秋田県
関東・甲信ブロック	群馬県*	東京都
東海・北陸ブロック	愛知県*	石川県
近畿ブロック	兵庫県*	大阪市
中国・四国ブロック	島根県*	香川県
九州ブロック	沖縄県*	福岡県

(部会による選出)

② 部会幹事	住市総事業部会	密集事業部会	街なみ事業部会
北海道・東北ブロック	福島県	秋田県	山形県
関東・甲信ブロック	横浜市	川崎市	神奈川県
	茨城県	浦安市	山梨県
	足立区	台東区	
	渋谷区	板橋区	
東海・北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	滋賀県	大阪府	奈良県
	京都市	堺市	
中国・四国ブロック	広島市	愛媛県	広島県
九州ブロック	福岡市	沖縄県	福岡県

(全国会議による選出)

③ 協議会代表	福岡市
④ 協議会副代表	東京都
	愛知県
	横浜市
⑤ 監査	さいたま市
	和歌山県
⑥ 部会長	福岡市
・住市総事業部会	川崎市
・密集事業部会	広島県
・街なみ事業部会	

平成25年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）【旧住市総】

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住宅市街地総合整備事業の協力者に対する税控除について	・取用事業である街路事業であれば、事業認可を要件として、事業協力者に対して租税特別措置法による所得の特別控除(5,000万円以内)が適用されるが、住宅市街地総合整備事業の協力者に対しては、現行制度では適用されないため、事業計画の大臣同意された箇所に対して、同様に適用されたい。	近畿
2	住宅市街地総合整備事業の予算確保について	熊本駅西土地区画整理事業所は住市総事業で区画整理区域内3箇所のポケットパーク整備(設計、施工)を平成25年度に予定しているため事業費の確保をお願いしたい。 ○平成25年度予算 事業費C=6,200千円	九州
3	住宅市街地総合整備事業の予算確保について	政令市になることに伴い、熊本県が事業中である春日池上線の整備を住市総事業により熊本市が実施することとなるため予算の確保をお願いしたい。 ○平成25年度予算 事業費C=10,000千円	九州
4	配分等	要望額に対する予算額の確保をお願いしたい。	九州

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）【旧密集】

No	要望事項	要旨	ブロック
1	制度拡充（税制）	当市は、JR安城に近い中心市街地16.7haのエリアにおいて、区画整理事業と住市総(密集型)事業との合併施行により、密集市街地の解消及び安全安心な市街地の形成を目的としたまちづくりを進めています。両事業の税の優遇措置(特例)に違いがあるため、住市総事業の円滑な運営に少なからず支障が出ています。 具体的には、区画整理事業の移転補償費に対しは、5,000万円控除や代替資産の買い替え特例などの税の優遇措置があるのに対し、住市総事業の買収除却費に対してはそうした税の優遇措置が無いことです。従って、空き家が移転の対象となった場合は、皆さんが税の優遇措置がある区画整理事業での移転補償を望まれるため、予算的に住市総事業の買収除却でしか補償が出来ない人については、その理解を得ることが非常に困難になっていて、両事業の円滑な合併施行に支障が出ています。 以上のことから、合併施行地区におきましては住市総事業による建物除却についても、区画整理事業と同じように税の優遇措置(特例)を受けられるようにしていただけることを切にお願いいたします。	東海・北陸
2	配分等	市町財政の厳しいおり、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
3	交付決定の迅速化	密集事業については、沿道各地権者の建替えのタイミングを捉えた主要生活道路幅員や、老朽建築物の建替促進による不燃化などの整備を行うものであることから、相手方の建替えスケジュールに合わせて事業実施していく必要があり、交付申請から交付決定までの処理期間短縮を図られたい。	近畿
4	住市総事業における税制上の優遇措置について	住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、取用事業と同様に譲渡所得の5,000万円控除の適用をお願いします。	近畿
5	継続事業の予算確保	住市総事業(密集)を現在実施している市町村については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業に必要な予算を確保していただきたい。	中国・四国
6	住宅市街地総合整備事業の予算確保について	長崎県は狭い道路の斜面市街地等に老朽木造住宅が密集し、防災上、住環境上多くの問題を抱えており、その改善を図るため、市街地整備事業の推進が急務となっています。そのため予算の確保をお願いしたい。 ○平成25年度以降の予算 全体事業費C=19,808百万円 うち国費C=8,602百万円	九州
7	配分等	要望額に対する予算額の確保をお願いしたい。	九州
8	社会資本整備総合交付金予算の確保	密集市街地の整備を促進するため、住宅市街地総合整備事業を含む社会資本整備総合交付金において、事業主体の要望どおりの予算確保に努められたい。 (要望理由) 住市総事業を含む社会資本整備総合交付金では、要望額どおりの配分額の確保が困難な状況であると聞いているが、平成32年度までに、これからの密集市街地の解消を図るためには、地方の要望どおり、住宅市街地総合整備事業等に関する事業費が確保されることが不可欠である。	近畿

住宅市街地総合整備事業（防災街区整備事業）

No	要望事項	要旨	ブロック
1	配分等	市町財政の厳しいおり、防災街区整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿

住宅市街地総合整備事業（都市再生住宅等整備事業）

No	要望事項	要旨	ブロック
1	再開発住宅（現：従前居住者用賃貸住宅）へのエレベーター設置の基幹事業化（制度拡充）	（要望内容） 再開発住宅制度等（現：都市再生住宅等整備事業）に基づき建設した従前居住者向けの再開発住宅（現：従前居住者用賃貸住宅）にエレベーターを設置する場合、社会資本整備総合交付金の基幹事業の対象とすること。	近畿

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	被災地における補助率かさ上げ等の措置について	歴史的景観を有する観光都市として長年取り組んできた自治体においては、まちなかに多数点在する歴史的価値の高い建造物の保全や、これらを核とした景観に配慮されたまちづくりを重点的に行ってきたところです。 東日本大震災の影響や、風評被害に苦しむ自治体において、良好な街なみ環境の形成は、訪れる方へのアピールとなるほか、市民の我がまちに対する愛着や、アイデンティティーの向上に繋がるなど、今後、復興していくうえで必要不可欠となる施策であります。したがって、これまで以上の支援をいただきたく、被災地における補助率かさ上げ等の措置について要望いたします。	北海道・東北
2	予算の確保について	認定歴史的風致維持向上計画に位置付けた事業については、歴史的環境形成総合支援事業の廃止により、そのほとんどを社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業により実施することとしています。認定計画期間内（10年間）の事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする予算の確保・配分について特段のご配慮をお願いします。	北海道・東北
3	歴史的風致維持向上計画に記載のある事業をすべて基幹事業である街なみ環境整備事業の補助対象に追加すること。	国土交通大臣を始め3大臣の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に記載のある事業について、街なみ環境整備事業へ移行し、事業を行っているが、一部街なみ環境整備事業では、対象することができない部分がある。具体的には、風致維持向上計画に記載のある再整備事業（文化史料館リニューアル事業）を事業内容を分け、一部を基幹事業の街なみ環境整備事業の対象とし、対象外の部分については、社会資本整備総合整備計画の効果促進事業で、事業を実施している。しかし、効果促進事業は割合に制限があり、その他の効果のある事業を効果促進事業で、実施できない状況になる。 そのため、歴史的風致維持向上計画に記載のある事業をすべて基幹事業である街なみ環境整備事業の対象事業としていただきたい。	東海・北陸
4	配分等	市町財政の厳しいおり、街なみ環境整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
5	継続事業の予算確保	街なみ環境整備事業が、平成25年度、平成26年度で完了する地区がある。各年度の計画は関係地区で結成された協議会と協議し決めており、当該事業を滞りなく整備したいと考えている。このため、期間が終了するまでの間、事業実施に必要な予算確保が必要である。	中国・四国
6	継続事業の予算確保	街なみ環境整備事業を現在実施している市町村については、当該事業の計画期間が終了するまでの間、事業に必要な予算を確保していただきたい。	中国・四国
7	配分等	要望額に対する予算額の確保をお願いしたい。	九州

狭あい道路整備等促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	狭あい道路整備等推進事業の事業期間を平成26年度以降も延長してほしい。	各地方都市での狭あい道路の解消による安全な市街地の掲載は十分に図られているとはいえない状況である。今後も事業を活用し、狭あい道路を解消したいという事業主体があるため、平成25年度までの事業期間の延長を要望する。	中国・四国

住宅・建築物安全ストック形成事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住宅・建築物の耐震改修の補助率の拡充、補助要件の撤廃	<p>・東日本大震災による甚大な被害が報告され、東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。平成18年には、国土交通省より「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅・建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が掲げられた。さらに、平成23年3月に住生活基本計画が見直され、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられた。これらの目標達成には、耐震化のスピードアップが必要である。</p> <p>・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。こうしたことから、ほぼすべての政令市において、社会資本整備総合交付金効果促進事業を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱に定める補助率以上の補助率により、事業を実施している状況にある。</p> <p>■要望概要 ○補助率を1/2に拡充 ○戸建住宅の戸当たりの補助限度額を100万円に引き上げ ○特定行政庁による勧告要件の撤廃</p>	近畿
2	住宅・建築物の耐震改修の補助率の拡充、補助要件の撤廃	<p>■要望理由 国土交通省から平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられ、本県でも東海・東南海・南海三連動地震等への備えとして、耐震化を喫緊の課題として取り組んでいる。</p> <p>「耐震改修」の所有者負担を軽減するために、「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用せず、各県独自の支援策により実施している状況である。</p> <p>■要望概要 「住宅・建築物安全ストック形成事業」を地方が活用し耐震化の目標が達成されるよう ○現行の補助率の23%について改め、拡充して下さい。 ○要件となっている、特定行政庁による勧告の撤廃をして下さい。</p>	中国・四国
3	密集市街地で防火改修を併せて行う耐震改修に係る助成の拡充	<p>密集市街地の防災性向上に有効である防火改修を併せて行う耐震改修の一層の促進を図るため、国の補助率の嵩上げ等の促進方を講じられたい。</p> <p>(要望理由) 防火改修と併せて行う耐震改修に係る助成制度について、実施主体である市町村では、厳しい財政状況等のため地方負担分の確保が困難なことが、制度導入の大きな課題となっている。導入促進を図るため、国の補助率の嵩上げ等の地方負担を軽減策を行うことが必要である。</p>	近畿

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
1	配分等	各補助金の統合により住宅市街地整備関係予算も平成23年度から社会資本整備総合交付金へ移行された。平成24年度の社会資本整備総合交付金の予算は全国ベースで前年度比8割となっており、県への配分も非常に厳しいものと予想される。このようななか、平成25年度社会資本整備総合交付金の予算については、必要な予算の確保と、各自治体の実情を踏まえた適切な配分とされたい。	関東・甲信
2	交付金の手続きについて	<p>・交付金手続きを簡便化されたい。</p> <p>・交付申請から交付決定までの期間（現行：30日以内）を短縮し、同一事業における連続申請可能期間（現行：30日以上）を短縮されたい。</p>	近畿

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	配分等	市町財政の厳しいおり、市街地再開発事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿
2	補助事業に係る予算確保	市街地再開発事業では、資金計画上、補助金が貴重な財源(事業収入)となっており、継続事業及び新規事業の円滑な推進を図るため、予算の確保をお願いしたい。	中国・四国
3	市街地再開発事業の予算確保について	<p>長崎県は狭い道路の斜面市街地等に老朽木造住宅が密集し、防災上、住環境上多くの問題を抱えており、その改善を図るため、市街地整備事業の推進が急務となっています。そのため予算の確保をお願いしたい。</p> <p>○平成25年度以降の予算 全体事業費C=14,781百万円(補助対象外含む) うち国費C=3,458百万円</p>	九州
4	配分等	要望額に対する予算額の確保をお願いしたい。	九州

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	配分等	市町財政の厳しいおり、優良建築物等整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	近畿

その他

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住宅金融支援機構の融資制度の継続及び予算確保について	住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保をお願いしたい。	九州